

# これまでの経緯と今後

平成9年に改訂された河川法では、「治水」「利水」にくわえて「河川環境の整備と保全」が目的に追加され、今後20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「河川整備計画」を決定するに当たり、住民の意見を反映させ、学識経験者や自治体の意見を聴くことが定められました。

この改正河川法の趣旨に基づき淀川水系では、学識経験者を有する人や地域の特性に詳しい人々からなる「淀川水系流域委員会」を組織し、今後の淀川、猪名川の整備のあり方について検討を行っていたが、平成15年1月17日、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—」をいただいたところです。

委員会の運営は、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）から独立して委員が自主的に行い、会議および会議資料、議事録等はすべて公開し、あらゆる機会を通して幅広い意見を収集するなど、これまで例を見ない方法で進められました。河川整備計画は、この「提言」を尊重し、内容をまとめていきます。

本冊子は、現時点で河川管理者がどのような考えで、今後の河川整備を行っていくかを示した「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）」を簡潔にとりまとめたものです。

昭和35年



平成元年



河川の付け替え



昭和58年9月 絹延橋付近



三ヶ井井堰



ゴミの投棄



一庫ダムの湧水



オギの群生



河川情報表示板



下河原ワンドで遊ぶ子供たち



ボランティアによる河川清掃

流域に生活する  
私たちの意見も  
反映されるんだね

## 河川法の改正の流れ

明治29  
1896

近代河川制度の誕生

治水

昭和39  
1964

治水・利水の体系的な制度の整備  
●水系一貫管理制度の導入  
●利水関係規定の整備

治水 + 利水

平成9  
1997

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備  
●河川環境の整備と保全  
●地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

治水 + 利水 + 環境

## 淀川水系河川整備計画策定の流れ

淀川水系流域委員会  
平成13年2月スタート

住民、自治体等から  
意見聴取

国土交通省近畿地方整備局へ  
「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—」

淀川水系河川整備計画策定にむけての  
説明資料（第1稿）

住民、自治体等から  
意見聴取

流域委員会から  
意見聴取

淀川水系河川整備計画原案

住民、自治体等から  
意見聴取

流域委員会から  
意見聴取

淀川水系河川整備計画決定

## 淀川水系流域図

対象範囲

本計画では、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。

